

議案第 3 4 号

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の全部改正について

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙
のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の
改正に伴い、条例を改正する必要があるからである。

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年愛西市条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の
16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定めるものとする。

（設備及び運営に関する基準）

第2条 前条の基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平
成26年厚生労働省令第61号）の定めるところによる。この場合におい
て、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表
の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条第2号	1. 65平方メートル以上	3. 3平方メートル以上
---------	---------------	--------------

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。